

お申し込みの前に必ずお読みください。

(株) 南アルプスゲートウェイ 国内手配旅行 取引条件説明書面
南アルプス山岳観光予約システム 旅行条件書

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部です。契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

この旅行は、株式会社南アルプスゲートウェイ（以下「弊社」といいます）が手配して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、弊社と国内手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。弊社は、お客様が弊社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）を受けられるように、手配することを引き受けます。

また契約内容・条件は、本旅行条件書及び弊社標準旅行業約款手配旅行契約の部（以下「弊社約款」といいます）によります。本旅行条件書と弊社約款において齟齬があった場合は、本旅行条件書の記載内容を優先するものとします。

第1条（手配旅行契約）

1. 本旅行条件書の対象となる旅行は、弊社がお客様のために媒介する、国内の宿泊機関における宿泊及び交通サービス等とします。
2. 本旅行条件書において「旅行契約」とは、弊社がお客様の依頼により、お客様のために媒介することにより、お客様が宿泊機関や交通機関の提供する宿泊サービス（付随するサービスを含みます。）の提供を受けられるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
3. 弊社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、満員、休業、条件不適合の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、手配旅行契約に基づく弊社の債務は終了します。

第2条（旅行の申し込みと旅行契約の成立時期）

1. 弊社と旅行契約を締結しようとするお客様は、以下のいずれかの方法により予約の申し込みをするものとし、その際の申込金は不要とします。
 - (1) 弊社が運営するインターネット上の旅行予約サイト「南アルプス山岳観光予約システム」（以下「当サイト」といいます。）において、弊社所定の方法によりオンライン入力する方法
 - (2) 本社営業所への電話及びFAX
2. 旅行契約の成立時期は、以下のとおりとします。
 - (1) 当サイトに予約申し込みした場合、お客様が、本旅行条件書及び予約内容を提示するページ（以下「予約内容提示ページ」といいます。）に記載された旅行契約の内容（第3条1項に定めます。）及び旅行条件等に同意のうえ予約申し込みを行い、当該予約申し込みが弊社によって承諾された時点としま

す。弊社は、かかる承諾後直ちに、予約成立した旨を予約確認ページ（第3条第2項に定めます。）に表示します。

- (2) 本社営業所に予約申し込みをした場合は、弊社が当該予約申し込みを口頭で承諾した時点とします。ただし、お客様は、第4条第2項により交付された書面により、契約内容に錯誤があったことが判明した場合には、旅行契約を取り消すことができます。

第3条（お申し込み条件）

1. 弊社は、以下の事項を予約内容提示ページに表示するものとし、その記載は、本旅行条件書の一部を構成するものとみなします。
 - (1) 宿泊する施設及び宿泊サービスの内容、利用する交通機関及び交通サービスの内容等
 - (2) 旅行日程
 - (3) 旅行代金その他宿泊や運輸に要する費用
 - (4) 宿泊機関が提示する取消手数料、変更料、その他旅行契約の変更または取消の条件
 - (5) 旅行地における安全確保または衛生に関する特別の注意事項があるときは、当該事項
 - (6) その他の旅行条件
2. 弊社は、旅行契約成立後、第1項各号の事項をお客様が予約内容を確認するページ（以下「予約確認ページ」といいます。）に表示します。
3. お客様は、第1項により表示された事項、本旅行条件書、弊社約款、別途定める利用規約等を確認し、これらに同意のうえ、旅行の申し込みを行うものとします。
4. お客様が申し込み時点で未成年者である場合は法定代理人（親権者など）の同意を得て、申し込みを行ってください。
5. 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体に障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。弊社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、弊社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、あるいは手配をお断りさせていただく場合があります。

第4条（取引条件説明書面・契約書面の交付）

1. 弊社は、本旅行条件書に記載した事項（予約内容提示ページ及び予約確認ページに記載された第3条第1項各号の事項を含みます。以下本旅行条件書において同じです。）を、それを記載した書面の交付に代えて、当サイトに掲示し、お客様はこれを申し込み時に必ず閲覧するものとします。お客様は、弊社がこの方法により契約内容を通知することに同意するものとします。

2. 弊社は、お客様が本社営業所に電話等で予約申し込みした場合、本旅行条件書に記載した事項を記載した書面をお客様に郵送、FAX、電子メール等で交付します。ただし、お客様が書面交付について不要の意思表示をした場合については、この限りではありません。

第5条（旅行代金の支払い）

1. 旅行代金とは、弊社が手配する宿泊・運輸サービスにかかる宿泊料その他の宿泊・交通機関に対して支払う費用（以下「宿泊料金等」といい、通常、サービス料及び消費税を含みます。）及び弊社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手数料金を除きます。）をいいます。
2. 本旅行条件書による旅行において、旅行代金は、以下のいずれかの方法のうち予約内容提示ページで選択可能な方法として表示されたものの中から、お客様が選択した方法によりお支払いください。
 - (1) 第6条に定める通信契約に基づき、クレジットカードで弊社に支払う方法
 - (2) その他予約内容提示ページに別の定めがあるときは、その方法

第6条（通信契約）

1. 「通信契約」とは、弊社が提携するクレジットカード会社（弊社と契約するクレジットカード決済代行業者を通じて提携している場合を含みます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）との間で、所定の伝票への会員の署名なくして会員のクレジットカードによる旅行代金等の支払いを受けることを条件に、オンライン入力による旅行の申し込みを受けて締結する旅行契約をいいます。
2. 通信契約は、通常の旅行契約の旅行条件に加え、以下の条件に従うものとします。
 - (1) 会員は、弊社に対し、申し込み時に「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を弊社所定の方法により通知するものとします。
 - (2) 会員及び弊社が通信契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日（カード利用日）は、以下のとおりとします。
 - 1) 会員が支払うべき旅行代金については、契約成立日
 - 2) 会員が支払うべき追加費用については、支払うべき金額を弊社が会員に通知した日
 - 3) 弊社が支払うべき払戻金については、払い戻すべき金額を弊社が会員に通知した日
 - (3) 弊社は、お客様のクレジットカードで決済できない場合、通信契約の締結をお断りし、旅行契約を解除することができます。

第7条（旅行契約の内容変更）

1. 弊社は、お客様が旅行日程、宿泊サービスの内容その他の旅行契約の内容変更を求める場合、可能な限りその求めに応じます。
2. お客様は、前項の変更を求める場合、当サイトで変更依頼を行うものとします。ただし、同サイトで変更ができない場合は、直接本社営業所や当該宿泊機関等に連絡するものとします。

3. お客様は、第1項の旅行内容の変更により発生する変更料・違約料等を、予約内容提示ページに記載されたキャンセルポリシー（以下「提示キャンセルポリシー」といいます。）に従い支払うものとします。なお、提示キャンセルポリシーは、原則として宿泊機関等の約款に基づくものですが、宿泊機関との特約により当該約款と異なる場合があります、この場合には、提示キャンセルポリシーを優先します。
4. 第1項の旅行契約の内容の変更によって生ずる宿泊料金の増加または減少は、お客様に帰属するものとします。
5. 第1項の変更をする場合、お客様は弊社が定める旅行業務取扱変更手数料金を支払うものとします。

第8条（お客様による旅行契約の任意解除）

1. お客様は、次の各号の費用を支払うことを条件に、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。

- (1) お客様がすでに提供を受けた旅行サービスの費用
- (2) お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消手数料、違約料として、サービス提供者に支払うべき費用
- (3) 弊社所定の取消手数料

【個人(7名未満)でご利用の場合】

旅行開始日から遡って

- | | |
|------------------|-----------|
| ①3日前から2日前まで | 旅行代金の50% |
| ②旅行開始日の前日 | 旅行代金の80% |
| ③旅行開始日当日及び無連絡不参加 | 旅行代金の100% |

【団体(8名以上)でご利用の場合】

旅行開始日から遡って

- | | |
|------------------|-----------|
| ①7日前から4日前までの解除 | 旅行代金の20% |
| ②3日前から2日前まで | 旅行代金の50% |
| ③旅行開始日の前日 | 旅行代金の80% |
| ④旅行開始日当日及び無連絡不参加 | 旅行代金の100% |

- (4) 弊社所定の返金手数料

2. お客様は、前項の解除をする場合、当サイトの「確認・変更・取消」ページで取消依頼を行うものとします。
3. お客様は、第1項の旅行契約の解除により発生する取消手数料・違約料等を、予約内容提示ページに記載された内容に従い支払うものとします。不泊の場合についても同様とします。なお、取消手数料は原則として宿泊機関等の約款に基づくものですが、当該機関との特約により当該約款と異なる場合があります、この場合には、弊社が提示する取消手数料を優先するものとします。
4. 第1項の解除をする場合、お客様は、弊社が定める旅行業務取扱取消手数料金を支払うものとします。

第9条（お客様の責に帰すべき事由による旅行契約の解除）

1. 弊社は、次に掲げる場合において、国内手配旅行契約を解除することがあります。
 - (1) お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
 - (2) 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
 - (3) お客様が第3条の5項及び弊社約款第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。
2. 前号の規定に基づいて国内手配旅行契約が解除されたときは、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消手数料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を負担するほか、弊社に対し、弊社所定の取消手数料及び弊社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

第10条（弊社の責に帰すべき事由による旅行契約の解除）

お客様は、弊社の責に帰すべき事由により宿泊サービス等の手配が不可能となった場合、旅行契約を解除することができます。この場合、弊社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用またはこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

第11条（悪天候や林道閉鎖などの不可抗力による旅行契約の解除）

台風等著しい悪天候の場合や、林道が閉鎖され登山出来ない状況であると山小屋関係者等が判断した場合は、第8条に関わらず、取消手数料の支払いを受けることなく弊社にて旅行契約を解除する場合があります。ただし、決済の方法によっては、返金手数料を差し引かせていただく場合があります。

第12条（弊社の責任）

1. 弊社の責任の範囲は、特段の定めがある場合を除き、第1条第2項に記載した手配行為に限定します。
2. 弊社は、旅行契約の履行にあたり、弊社または弊社の手配代行者の故意または過失によりお客様が損害を被った場合、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に弊社に対して通知があった場合に限りです。
3. 弊社は、お客様が天災地変、戦乱、暴動、宿泊機関・交通機関の宿泊サービス等提供の中止、宿泊機関の過剰予約受付（オーバーブッキング）による予約取消、官公署の命令その他の弊社または弊社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
4. 弊社は、手荷物について生じた第2項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に弊社に対して通知があった場合に限りお客様1名につき15万円を限度（弊社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

第13条（お客様の責任）

1. 弊社は、お客様の故意または過失により弊社が損害を受けた場合、お客様に対して被った全ての損害の賠償を請求することができるものとします。
2. お客様は、旅行契約を締結するに際し、弊社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後において、第4条第1項に基づき当サイトに掲示された事項または同条第2項に記載された記載書面（以下総称して「契約書面」といいます。）の宿泊サービス等を円滑に受領するため、万が一、契約書面と異なる宿泊サービス等が提供されたと認識したときは、宿泊機関等において速やかにその旨を弊社、弊社の手配代行者または当該宿泊機関や交通機関に申し出なければなりません。

第14条（国内旅行傷害保険への加入）

お客様が旅行中に病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行傷害保険に加入することをお勧めします。

第15条（お客様の個人情報の利用目的及び個人データの第三者提供について）

1. 弊社は、利用者の個人情報を、別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとし、利用者は、これに同意するものとします。
2. 弊社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報及び、弊社へ登録の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様が申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、または弊社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社、土産品店等に対し、電磁的方法等で送付することによって提供いたします。

第16条（この取引条件説明書面に定めのない事項）

本旅行条件書に記載した事項（予約内容提示ページ及び予約確認ページに記載された第3条第1項各号の事項を含みます。以下、本条において同じです。）に定めのない事項は弊社約款によります。本旅行条件書と弊社約款との間で齟齬が生じた場合は、本旅行条件書を優先します。

また、運送機関や宿泊機関等のサービス提供者が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該サービス提供者の約款（規約、ガイドライン、ルール等、その他文言は問いません。以下本条において同じです。）が適用されます。当該サービス提供者の提供内容に関して、特約により、本旅行条件書に記載した事項と当該サービス提供者の約款の記載事項が異なる場合は、本旅行条件書を優先します。

旅行企画・実施

株式会社 南アルプスゲートウェイ

山梨県知事登録旅行業第2-301号 一般社団法人全国旅行業協会会員

<本社営業所>

〒400-0241 山梨県南アルプス市芦安芦倉 1587-1

TEL : 080-6775-7012

ホームページ : <http://minamialps-gateway.com/>

Mail : minami-alps@oriconsul.com

定休日 : 月曜日 (6月~11月: 月曜日が祝祭日の場合は翌日火曜日)

日・月曜日 (12月~5月)

<予約サポートセンター>

〒151-0071 東京都渋谷区本町 3-12-1 住友不動産西新宿ビル 6号館

(株)オリエンタルコンサルタンツ内 (株)南アルプスゲートウェイ

TEL : 03-6311-7562 / FAX : 03-6311-7563

2021年5月14日 改訂

2022年3月1日 改訂

2023年3月1日 改訂

以 上